

約 款

第1条(総則)

発注者(以下「甲」と)と請負者(以下「乙」という)とは、この工事請負契約書(以下「本契約書」という)によって請負契約を締結する。なお、本契約書に添付された見積書及び打合せ内容確認書兼工事指示書等で詳細を決めた場合は、それらも合わせて本契約書とする。

2 本契約書に基づいて、乙は工事を完成し、甲は乙に対し請負代金の支払いを完了する。但し、工事着工日、完工日、請負代金の支払条件は、甲及び乙が協議して変更することができることとする。

3 本契約書の工事費の内訳明細等に誤記、違算、脱漏などがあっても、そのために請負代金額が変わることはない。

4 万一、乙が甲に不快の念を及ぼすことがあったとしても、そのことが契約目的物の質を減ずるものでない限り、請負代金額が変更されることはない。

5 甲は、乙が本契約書に基づく工事の全部または一部を第三者へ請負または委託することを承諾する。

第2条(打合せどおりの工事が困難な場合)

甲及び乙の通常の事前調査では予見し得ない特別の事情により、当初の契約どおりの工事が不可能、もしくは不適切であると判断される場合は、甲乙が協議して、工事内容を変更することができるものとする。

2 前項の工事内容の変更に伴い、工期、請負代金額を変更する必要があるときは、甲乙が協議しこれらを変更する。

第3条(権利・義務の承継等)

甲及び乙は、相手方の書面による承諾を得ることなしに、本契約から生ずる自己の権利または義務を第三者に譲渡する、または承継させることはできない。

2 甲及び乙は、本契約の履行が完了するまでは、相手方の書面による承諾を得ることなしに、契約の目的物、検査済の工事材料(製造工場などにある製品を含む)及び建築設備の機器を、第三者に譲渡、貸与または抵当権その他の担保の目的に供することができないものとする。

第4条(完了確認・代金支払)

甲は乙から工事完了の通知を受けた後、直ちに完工の確認をし、速やかに請負代金の支払いをしなければならない。

2 完工確認及び手続き時に、契約の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という)であることが発覚した場合、乙は速やかに対応し、修補するものとする。但し、契約不適合の内容が軽微である場合は、完工手続き後に修補できるものとし、乙は、修補の箇所と内容を書面に記載し甲に交付し通知する。

第5条(工事材料、工用機器の支給、貸与)

甲が乙に対し、工事材料、工用機器の支給または貸与をする場合、受渡期日及び受渡場所は、甲乙が協議のうえ決定する。

2 前項の支給、貸与がある場合、乙は工事材料、工用機器の受領後、速やかに検収するものとし、不良品があれば、甲に対し交換を求めることができる。

3 乙は甲から支給、貸与を受けた工事材料、工用機器を、信頼のおける管理者のもと使用または保管する。

4 乙が工事をする際、甲方の電気及び水道を使用することがあり、その代価を甲は乙に請求しないものとする。

第6条(第三者への損害及び第三者との紛議)

本契約の工事施工により第三者に損害を及ぼしたとき、または紛議が生じたときは、甲と乙が協力してその処理解決にあたることとする。

2 前項の処理、解決に要した費用は、乙の責に帰する事由によって生じたものについては乙の負担、甲の責に帰する事由によって生じたものについては甲の負担とする。

3 甲は、第三者との紛議が解決していないことを理由

に、完工確認及びその手続き、請負代金の支払いの拒否または延期をすることはできない。

第7条(不可抗力による損害)

天災その他自然的または人為的な事象(感染症の流行を含む)で、甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由によって、工事済部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、工用機器について損害が生じた場合、乙は甲に対し速やかに、その状況を報告しなければならない。

2 前項の損害について、乙に重大な過失がない場合は甲がこれを負担するものとする。

3 火災保険、建設工事保険その他損害を填補するものにより損害が填補された場合は、填補された額を前項の甲の負担額から控除することとする。

第8条(契約不適合がある場合の責任等)

契約の目的物に契約不適合があるときは、甲は、乙に対し、相当の期間を定め、その修補を請求することができる。但し、契約不適合の内容が重要でない場合において、その修補に過大な費用を要するときは、この限りではない。

2 契約の目的物に契約不適合があり、そのために契約をした目的を達することができていないときは、甲は、契約の解除をすることができる。

3 甲は、契約不適合部分に対する修補に代えて、またはその修補と合わせて損害賠償の請求をすることができる。

4 前3項の規定は、契約の目的物の契約不適合となった原因が甲の供した材料の性質または甲の与えた指図によるときは、適用にならないものとする。但し、乙がその材料または指図が不適当であることを知りながら告げなかった場合は、この限りではない。

5 第1項から第3項までの規定による契約不適合の修補若しくは損害賠償の請求、または契約の解除は、契約の目的物を引き渡した時点(仕事の目的物の引渡しを要しない場合には、仕事が終わった時)から1年以内にされなければならない。この場合、甲は、当該請求等の根拠となる契約不適合に対し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができるものとする。

6 第1項から第3項までの規定による請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等の当該請求等に関する根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意志を明確に告げる方法で行わなければならない。

7 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意または重大な過失により生じたものであるときには適用しない。この場合、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによるものとする。

第9条(工事の変更、一時中止、工期の変更)

甲は、必要によって工事を追加でき、正当な理由があれば変更、または一時中止することができる。但し、これにより乙に損害を及ぼしたときは、甲は乙にその賠償をしなければならないものとする。

2 乙は、工事の追加または変更、不可抗力、関連工事の調整、その他正当な理由があるとき、甲に対してその理由を明示して、工期の延期を求めることができる。延期日数は、甲乙が協議して定めることとする。

第10条(解除権)

甲は、乙が工事の完了をする前であれば、契約の解除を申し出ることができる。但し、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

2 乙は、甲が請負代金の支払いを遅延し、相当の期間を定めて催告しても、なお支払いを履行しないとき、並びにその他本契約書上の義務に違反したときは、契約の解除を申し出ることができる。この場合、工事

の出来高部分は甲の所有とし、甲は乙に対し出来高部分に対しての金員を支払わなければならない。

第11条(遅延損害金)

乙の責に帰する事由により、第1条2項に準ずる契約期間内に契約の工事が完了できないときは、甲は、遅滞日数1日につき、請負代金から工事済部分と搬入工事材料に対する請負代金相当額を控除した額に年6%の割合を乗じた額の遅延損害金を請求することができるものとする。

2 甲が請負代金全額の支払いを完了しないときは、乙は遅滞日数1日につき、未払額に年5%の割合を乗じた額の遅延損害金を請求することができる。

第12条(紛争の解決)

本契約に関連して甲乙間に紛争が生じたときは、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、その解決を図るものとする。

第13条(補則)

本契約書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙共に誠意をもって協議して定めることとする。

個人情報の取り扱いに関する同意条項

以下当社という)は、個人情報保護法を遵守し、お客様の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス等お客様を特定することができる情報(以下、個人情報という)を適正に取扱うことが企業の重要な社会的責務であるとの認識に立ち、以下のとおり、個人情報保護に関する基本方針を定めています。

(個人情報の利用目的)

お客様から収集した個人情報は次の目的で利用します。①当社の顧客管理、それに付随する業務。②工事及びアフターメンテナンス。③契約の履行に必要な場合、各機関への書類申請。④お客様にあったサービスや工事のお知らせ。⑤会計上の確認作業。

(個人情報の安全対策)

お客様の個人情報を安全に管理するよう鋭意努力しており、個人情報への外部からの不正なアクセス、個人情報の紛失、棄損、破壊、改ざん、漏洩、社外への不正な流出などへの安全対策は適正に行っております。

(第三者への提供)

個人情報は次のいずれかに該当する場合を除いて、いかなる第三者にも開示、提供しません。①お客様の同意がある場合。②お客様を識別することができない状態での開示。③契約履行に必要な外部業者に取扱いを委託する場合。④法令などによる開示を要求された場合。⑤人の財産、身体、生命の保護のため必要で、お客様の同意を得ることが困難である場合。⑥当社が提携する企業など、業務上必要な場合。

(個人情報の開示、訂正、削除)

個人情報の開示を希望される場合、下記お客様窓口までご連絡下さい。なお、相当な理由がある場合、個人情報の一部または全部を開示できない場合があります。当社が保有する個人情報の内容に事実と異なる記載がある場合、訂正、変更、削除の手続きを取らせていただきます。

(個人情報の利用、提供中止の申出)

同意を得た範囲内で情報の利用、提供をしている場合であっても、中止の申出があった場合は、速やかに当社での利用、業務委託先への提供を中止いたします。但し、業務運営上必要最低限のものについてはこの限りではありません。

【お客様相談窓口】